

職員の福利厚生業務に従事する会計年度任用職員の業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市総務部職員厚生課において福利厚生業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 会計年度任用職員等該当する職員の健康保険、厚生年金保険、労働保険に関すること
- (2) その他前号に掲げる業務に付随する業務および所属長が指定する業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務時間
月火水金曜日	午前9時30分から午後4時30分まで
木曜日	午前9時30分から午後3時30分まで

- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

（秘密の保持）

第6条 会計年度任用職員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（災害補償）

第7条 会計年度任用職員の公務上の災害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年函館市条例第28号）の定めるところによる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 職員の福利厚生業務に従事する嘱託職員の業務要綱（平成22年4月1日制定）は、令和2年3月31日をもって廃止する。